販売原票取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第41条に規定する販売原票の取扱い に関し、必要な事項を定める。

(販売原票の提出)

第2条 販売原票は、せり等の取引終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(販売原票の記載事項)

- 第3条 枝肉販売原票の記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 品種及び性別
 - (2) 重量(枝肉にあっては水引重量)
 - (3) 卸売決定価格
 - (4) 卸売価格
 - (5) 買受人氏名又は番号
 - (6) 上場番号
 - (7) 販売年月日
 - (8) 規格(牛枝肉及び豚枝肉のみ)
 - (9) 出荷者氏名及び産地(出荷都道府県)
 - (10) 部分肉にあっては部分肉であることの明示
 - (11) 販売方法
 - (12) せり人及び責任者名
- 2 副生物販売原票の記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 畜種
 - (2) 物品名
 - (3) 数量及び単位
 - (4) 卸壳決定価格
 - (5) 卸売価格
 - (6) 買受人氏名又は番号
 - (7) 上場番号又はと畜番号
 - (8) 販売年月日
 - (9) 販売方法
 - (10) 責任者名

(記載事項の訂正)

第4条 販売原票提出後に訂正のある場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第5条 販売原票の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定める ものとする。

附則

- この要綱は昭和57年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は平成19年4月16日から実施する。
- この要綱は平成26年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は令和2年6月21日から施行する。